

富士見荘 ユニット型個室料金表 (31日)

・令和元年10月1日からの料金です。その他、療養食加算等がかかる場合があります。

・入所日から30日間以内の期間(入院後に再入所された場合も同様)は下記の料金に1日あたり30単位加算されます(2割負担の方は60単位、3割負担の方は90単位)

介護度	負担割合	負担段階	居住費		食費		介護サービス費						介護職員処遇改善加算(8.3%)④	介護職員等特定処遇改善加算(2.7%)⑤	月額合計 ①+②+③+④+⑤			
			月額①	月額②	ユニット型個室	看護体制加算Ⅰ(口)	看護体制加算Ⅱ(口)	日常生活継続支援加算Ⅱ	夜勤職員配置加算Ⅱ(口)	個別機能訓練加算	日額計	口腔衛生管理体制加算				月額計③		
																	日額	日額
1	3割	第4段階	2,006	62,186	1,392	43,152	1,914	12	24	138	63	36	2,187	90	67,887	5,635	1,833	180,693
	2割		2,006	62,186	1,392	43,152	1,276	8	16	92	42	24	1,458	60	45,258	3,756	1,222	155,574
	1割	第3段階	2,006	62,186	1,392	43,152	638	4	8	46	21	12	729	30	22,629	1,878	611	130,456
		第2段階	1,310	40,610	650	20,150												85,878
		第1段階	820	25,420	390	12,090												62,628
		第1段階	820	25,420	300	9,300												59,838
2	3割	第4段階	2,006	62,186	1,392	43,152	2,115	12	24	138	63	36	2,388	90	74,118	6,152	2,001	187,609
	2割		2,006	62,186	1,392	43,152	1,410	8	16	92	42	24	1,592	60	49,412	4,101	1,334	160,185
	1割	第3段階	2,006	62,186	1,392	43,152	705	4	8	46	21	12	796	30	24,706	2,051	667	132,762
		第2段階	1,310	40,610	650	20,150												88,184
		第1段階	820	25,420	390	12,090												64,934
		第1段階	820	25,420	300	9,300												62,144
3	3割	第4段階	2,006	62,186	1,392	43,152	2,334	12	24	138	63	36	2,607	90	80,907	6,715	2,184	195,145
	2割		2,006	62,186	1,392	43,152	1,556	8	16	92	42	24	1,738	60	53,938	4,477	1,456	165,209
	1割	第3段階	2,006	62,186	1,392	43,152	778	4	8	46	21	12	869	30	26,969	2,238	728	135,274
		第2段階	1,310	40,610	650	20,150												90,696
		第1段階	820	25,420	390	12,090												67,446
		第1段階	820	25,420	300	9,300												64,656
4	3割	第4段階	2,006	62,186	1,392	43,152	2,538	12	24	138	63	36	2,811	90	87,231	7,240	2,355	202,164
	2割		2,006	62,186	1,392	43,152	1,692	8	16	92	42	24	1,874	60	58,154	4,827	1,570	169,889
	1割	第3段階	2,006	62,186	1,392	43,152	846	4	8	46	21	12	937	30	29,077	2,413	785	137,613
		第2段階	1,310	40,610	650	20,150												93,035
		第1段階	820	25,420	390	12,090												69,785
		第1段階	820	25,420	300	9,300												66,995
5	3割	第4段階	2,006	62,186	1,392	43,152	2,739	12	24	138	63	36	3,012	90	93,462	7,757	2,523	209,081
	2割		2,006	62,186	1,392	43,152	1,826	8	16	92	42	24	2,008	60	62,308	5,172	1,682	174,500
	1割	第3段階	2,006	62,186	1,392	43,152	913	4	8	46	21	12	1,004	30	31,154	2,586	841	139,919
		第2段階	1,310	40,610	650	20,150												95,341
		第1段階	820	25,420	390	12,090												72,091
		第1段階	820	25,420	300	9,300												69,301

・利用者負担割合について

利用者負担割合				※要支援・要介護認定を受けている第2号被保険者の方は一律2割負担です	
第1号被保険者 要介護認定を受けている	本人の合計所得金額が220万円以上	単身世帯の第1号被保険者の年金収入金額が	344万円以上		3割
		同一世帯の第1号被保険者の年金収入＋その他の合計所得金額が	単身は340万円以上		
			2人以上は463万円以上		
	本人の合計所得金額が160万円以上	同一世帯の第1号被保険者の年金収入＋その他の合計所得金額が	単身は280万円以上		2割
			2人以上は346万円以上		
上記に当てはまらない方			1割		

・利用者負担段階について

第4段階	住民税課税世帯の方
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第1、第2段階に該当しない方
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ※ ※平成28年8月より非課税年金(遺族年金、障害年金)が収入として算定されます
第1段階	生活保護受給者の方 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方

かつ、下記の条件があります。

- ・住民税非課税世帯でも一定額超の預貯金等(単身では1000万円超、夫婦世帯では2000万円超程度を想定)がある場合には補足給付の対象外とする。
- ・世帯分離後も配偶者の所得を勘案することとし、配偶者が課税されている場合は補足給付の対象外とする。

詳細についてはお住まいの市町村までお問い合わせ下さい。